

議案第十四号

港区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

港区社会教育委員の設置に関する条例（昭和四十四年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「おく」を「置く」に改める。

第四条中「港区教育委員会が」を「港区教育委員会規則で」に改め、同条を第五条とする。

第三条第三項中「おく」を「置く」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（委嘱の基準）

第二条 委員は、次に掲げる者のうちから、港区教育委員会が委嘱する。

一 学校教育及び社会教育の関係者

- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行による社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要があるため、本案を提出いたします。